

全国的青年連絡組織 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下、「日ユ協連」という）定款第5条で定める全国的青年連絡組織（以下、「本会」という）である。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を置く。

2 事務所とは別に連絡事務所を日ユ協連事務局内に置くことができる。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、以下を目的とする。

- (1) 全国及び地域のユネスコ運動活性化のために青年ネットワークを維持、強化する。
- (2) ユネスコ運動に関する青年の意見を集約し、民間ユネスコ運動の促進をはかる。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために関係諸機関及び団体と協力して次の活動を行う。

- (1) 各地ユネスコ協会で活動する青年をつなぐ情報の収集と発信
- (2) 青年同士の情報交換の機会の提供
- (3) 民間ユネスコ運動への青年の意向の反映
- (4) 日ユ協連、その他の内外関係諸団体との協働
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員及び会費

(会員及び会費)

第5条 本会の会員は、次の2種の青年とする。

(1) 正会員

日ユ協連の構成団体会員であるユネスコ協会・クラブ（ただし本会は除く）に所属する個人

(3) 準会員

(1) 以外の個人で、ユネスコ精神に賛同し活動する個人のうち、入会した者

- 2 青年の年齢については日ユ協連の定款第5条第2項及び会員に関する規定第10条第3項による。
- 3 本会は原則として会費を徴収しない。
- 4 準会員の入退会については、役員が別に定める。

(会員の資格の喪失)

第5条の2 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 年齢が35歳に達したとき
- (2) 本人が死亡したとき

2 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 日ユ協連の構成団体会員であるユネスコ協会・クラブ(ただし本会は除く)に所属しなくなったとき

3 準会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき

(権限等)

第6条 正会員の権限等について次により規定する。

- (1) 総会に出席し意見を述べることができ、議決権を有する。
- (2) 本会の役員及び日ユ協連の評議員候補に関する選挙権、被選挙権を有する。

2 準会員の権限等について次により規定する。

- (1) 総会に出席し意見を述べることができ、議決権を有する。ただし、選挙に関する議決権は有しない。
- (2) 本会の役員及び日ユ協連の評議員候補に関する選挙権、被選挙権は有しない。

(会員の義務)

第7条 本会の会員は、ユネスコ活動に関し、この規約及び総会の決議に従う義務がある。

2 準会員が正会員の資格を得たときは、すみやかに本会へ届け出るものとする。

第4章 役員及び組織

(役員)

第8条 本会の役員は、会長1名、副会長1名以上3名以下、監事2名以上で構成される。

- 2 削除
- 3 会長、副会長、監事は総会において選出する。
- 4 役員の選出方法は、総会において別に定める。

(役員選出における選挙権・被選挙権)

第8条の2 本会の役員選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、就任時に20歳以上となる正会員が有する。ただし、任期満了時、35歳未満の者とする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、選出された時の属する事業年度の翌年度、翌々年度の2年間とする。役職にかかわらず5期10年を超えて役員を務めることはできない。また再任は同一の役職について連続する2期4年までに限ることとする。

2 補充により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。

3 監事は本会の財務状況、会長、副会長及び執行部の業務の執行の状況を監査する。財務の状況又は業務の執行について法令、若しくは本規約に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは総会に報告する。

4 会長は、本会運営に必要な各種班を設置し、長たる者を任命することができる。また、必要に応じて各種班の見直しを行い、班の廃止または長の解任をする。

(執行部)

第11条 会長、副会長及び各班の長は、執行部を構成し、本会を運営する。

2 執行部は、総会において審議する議案を作成する。

(選挙管理委員会)

第11条の2 本会は、日ユ協連の評議員候補（以下、「評議員候補」という）および本会役員を選出するため、3名以上による選挙管理委員会（以下、「選管」という）を組織する。

2 選管の委員は、会長が任命し、会員へ通知する。委員には正会員を1名以上含まなければならない。ただし、委員は役員及び班長を兼ねることはできない。

3 会長は、正会員から選管の委員を任命するときには、あらかじめ評議員候補または本会役員の候補者となる意思がないことを確認しなければならない。

3 選管の委員長は、委員の互選によって決定する。

第5章 会議

(総会)

第12条 本会の最高決定機関として総会をおく。

2 通常総会は毎年1回会長が招集し、活動方針、年間計画、その他重要事項を審議する。ただし、会長が必要と認めたとき、または正会員総数の3分の2以上が要求したときは、臨時総会を開かななければならない。

3 本会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故ある時は副会長がこれにかわる。

4 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

5 やむを得ない理由により出席できない正会員は、あらかじめ書面もしくは電磁的方法をもって意見を表示または表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、前項及び本条第7項、第18条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

6 正会員の5分の1以上が要求した議案に関しては、必ず総会において審議しなければならない。

7 役員に対し、正会員の5分の1以上がリコール請求した場合、総会において審議し、出席正会員の4分の3以上の同意があった場合は、その役員は役員の資格を失う。

(議決権)

第13条 議決権は1会員が1票持つものとする。採決は各会員の投票によって行われるが、議長はこれを持たない。賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(資格の停止)

第13条の2 本会運営上、ユネスコ活動の目的を逸脱、ユネスコ活動に支障をきたす行為、及び、ユネスコ活動に著しく不都合な行為等を行い不適合とされる者は、総会の決議に基づき総会への出席権及び議決権を失う。

第6章 評議員候補選挙

第14条 削除

(日ユ協連評議員候補選出)

第15条 評議員候補選出における選挙権は、正会員が有する。また、被選挙権は、就任時に20歳以上となる正会員が有する。ただし、任期満了時、35歳を超えないものとする。

2 本会は、9名を超えない範囲で評議員候補を選出し、日ユ協連の選考委員会に推挙する。

3 評議員候補の選出方法は、総会において別に定める。

第7章 削除

第16条 削除

第17条 削除

第8章 補則

(規約の改訂)

第18条 本会の規約は、総会出席正会員の3分の2以上の決議により改訂することができる。

2 本会の規約が変更された場合は、直ちに日ユ協連に連絡するものとする。

(規約の失効)

第19条 本会が解散した場合は、本会規約もその効力を失う。

(年齢の基準)

第20条 本規約における年齢は、各事業年度初日の4月1日における年齢とする（年度制）。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会員への通知)

第22条 会議の決定事項その他会員に対し通知を要するものは、本会の運営するWEBサイトまた

は書面（電磁的方法を含む）により通知する。

付則

本会の規約は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟定款発効の日から施行する。

2010年9月施行

2015年1月改正

2016年1月改正

2016年2月改正